

転用許可申請及び転用届出(農地法第4条・5条)受付チェックシート

※転用許可申請の締め切りは毎月20日です。(提出に不備がある場合は受付できません。)

【申請に必要な下記の書類を各1部(但し申請書のみ2部)提出ください】

申請人	農業委員会		番号	申請書類
	確認欄			
確認欄	②	①		
			1	農地法第4条及び第5条第1項の規定による転用許可申請書または転用届出書【2部】(押印不要) ※市街化区域内の農地転用は届出書、市街化調整区域内の農地転用は許可申請書 ※許可申請地は市街化調整区域内であること及び農用地(青地)でないことの確認 ※(市)住民基本台帳にて申請者住所、氏名、外字、申請地面積、地目を確認 ※(市)農家台帳にて年金、賃貸借等の権利の有無の確認、課税分筆であれば所管課へ合議
			2	事業計画書(一般申請用又は植林申請用、宅地造成の場合その2を追加) ※過大転用でないかどうか確認 ※現に利用している資材置場、駐車場等の利用状況確認(写真添付) ※転用目的が発電設備の場合、事業面積が500㎡以上であれば市太陽光条例適用のため環境対策課へ要確認
			3	被害防除措置計画書
			4	農地利用最適化推進委員による調査報告書(転用届出書の場合不要)
			5	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)【原本】(申請日前6ヶ月以内のもの) ※登記内容の確認(申請地目が田又は畑であること)、相続、仮登記、抵当権設定要注意
			6	土地の登記事項要約書(隣接地番分)【コピー可】
			7	法務局備付地図(公図)【コピー可】 ※(市)パスカルにて課税分筆であれば所管課へ合議
			8	誓約書
			9	隣接農地同意書(押印必要) ※点接も必要 ※同意書がとれない場合、配達記録等での身元確認行為を行った書類の確認 ※申請地外の土地を進入路とする場合一体利用となるので、農地以外でも通行同意として必要
			10	水利組合同意書(押印必要) ※水利組合がない場合自治会長同意書
			11	排水同意書(田から田へ排水する場合)
			12	架線同意書(発電設備等)
			13	住民票(申請者が市外に居住している場合)(申請日前6ヶ月以内のもの)【コピー可】
			14	位置図・付近見取り図・現況写真(住宅地図などに図示)
			15	土地利用計画図 ※図示すること。利用しない空きスペースがないこと。
			16	施設等の配置平面図・設計図
			17	縦横断面図
			18	資金証明書類(通帳の写し、残高証明書、融資決定通知書等) ※金融機関への融資申込書は資金証明書類ではないので注意
			19	都市計画法関係書類(農家判定書・開発(建築)行為事前協議書)
			20	農地転用にかかる他法令(法律・条例)規制の協議状況チェックシート(確認所管課担当者の氏名必須)
			21	代替地検討書(代替地がないことの説明)
			22	転用許可申請及び転用届出(農地法第4条・5条)受付チェックシート(確認欄に確認のチェックがあること)
			23	代理申請の場合委任状
			24	転用目的が太陽光発電設備の場合は電力会社と電力系統に接続することについての契約を締結したことが確認できる書類(接続の同意を証する書類の写し等)
			25	法人の場合は法人登記簿謄本及び定款【コピー可】
			26	相続が未登記の場合、相続関係図・戸籍謄本・遺産分割協議書写し等
			27	申請者が住所変更した場合、前住所記載の住民票抄本、戸籍の附票等

裏面有り

申請人	
確認欄	誓約事項
	※上記の申請書及び添付書類につきましては申請者(【譲(借)受人】【譲(貸)渡人】)の意思に基づき作成されたものであり、虚偽の記載がないことを確認の上提出いたします。

提出者	住所			
	氏名		連絡先	
提出日時	年 月 日() 時 分	窓口受付担当者		

〒633-0292
奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市農業委員会事務局

TEL 0745-82-5781(直通)
FAX 0745-82-8211
E-mail nougyouinkai@city.uda.lg.jp

受付印